

## 町田市民病院温冷配膳車購入等仕様書

### 1 履行場所

町田市旭町2丁目15番41号

### 2 履行期限

契約確定日より2019年8月30日まで

### 3 目的

配膳車の新規納入および既存配膳車の処分を行う。

### 4 作業項目

- (1) 新規配膳車製作、納品
- (2) 試運転調整
- (3) 取扱者対象の取扱説明
- (4) 既存配膳車の処分

### 5 配膳車およびトレイ

- (1) 24膳×15台 28膳×3台 36膳×1台 トレー1,000枚

配膳車の外形寸法は以下の寸法以下であること

ア 24膳	間口(W) 1520mm	奥行(D) 780mm	高さ(H) 1490mm
イ 28膳	間口(W) 1520mm	奥行(D) 780mm	高さ(H) 1600mm
ウ 36膳	間口(W) 1520mm	奥行(D) 780mm	高さ(H) 1865mm

- (2) 走行は手動式であること。

### 6 本体構造

- (1) 配膳車は錆びにくく耐久性に優れている車体構造であること。
- (2) 車輪は旋回が容易で牽引加重が軽く、耐久性に優れた車輪構成であること。
- (3) 棚ピッチ高は125mm~130mmであること。
- (4) 棚は両側でトレイを2枚挿入できる奥行を有すること。
- (5) 棚は工具を使わず容易に脱着が可能であり、庫内の水洗い等清掃が容易な構造であること。
- (6) 配膳車庫内にドレンタンクを有すること。
- (7) 扉の開閉は両面とし、手前側及び奥側のトレイを双方片側から取り出し可能な構造であること。
- (8) 扉はポリカボネート、アクリル、塩ビ等の二重構造で、熱による変形など

- を起こさないこと。中間扉が 180 度、外側扉が 270 度開く構造であること。
- (9) 扉の取っ手は上部から下部までの 1 辺に備わっており、扉開閉が容易であること。
  - (10) 保温・保冷の同時運転と、単独運転が選択できること。
  - (11) 温冷室はリバーシブル方式とする。
  - (12) 運転コントロールパネルは扉外部の一面で一枚のシートで構成され、保温・保冷库の温度表示が、設定温度と実温を個別に独立表示し、タッチ方式で操作できること。
  - (13) 片側にハンドブレーキが装着されていること。

## 7 保温機能

- (1) 加熱方式は遠赤外線微風循環方式であること。
- (2) 温度設定が 60℃から 80℃の範囲で任意に設定ができる機能を有すること。
- (3) 立ち上がり時間は外気温度 20℃時に設定温度 65℃で 60 分以内であること。
- (4) 保温庫内の温度差は設定温度±5℃以内であること。
- (5) 異常過熱防止機能を有していること。

## 8 保冷機能

- (1) 対流冷却方式であること。
- (2) 環境省・経済産業省フロン排出抑制法に伴い、環境に配慮した冷媒を使用し、長期間の使用が可能なこと。
- (3) 保冷温度設定は 5℃から 15℃の範囲で任意に設定できる機能を有すること。
- (4) 立ち上がり時間は外気温度 20℃時に設定温度 7℃で 60 分以内であること。
- (5) 保冷库内の温度差は設定温度±5℃以内であること。

## 9 電磁ロック

- (1) 共通キーを用いて『施錠』『解錠』する機能を有し、充電中においても動作するものとする。
- (2) 操作位置は、扉上部の温度制御盤と同じ位置とする。詳細な取り付け位置については、契約後担当者と調整すること。

## 10 トレー

- (1) トレーは表面に間仕切りが無い構造であること。
- (2) 熱に強く歪みが生じにくい材質であること。
- (3) 水あらい可能であること。
- (4) 納入する温冷配膳車に適合していること。

- 11 現有機の廃棄  
納入に伴い、既存不要機を引き取り適正に処分すること。
- 12 軽微な変更  
配膳車機能に大きな影響のない軽微な変更は、担当職員と協議のうえ実施すること。
- 13 試運転および運転指導  
配膳車納品後、履行期限内に試運転および運転確認を実施し、試運転については担当職員立会のもと実施するとともに取扱説明を行うこと。
- 14 保証  
保証期間は、正式引き渡し日より1年間とする。引き渡し日より1年以内に生じた故障等は請負者の負担にて速やかに対処すること。
- 15 提出書類  
保証書および取扱説明書2部
- 16 車両の使用  
契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
  - (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 17 定めのない事項  
本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上実施する。